

第33回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 1 月 31 日（木）10:00～11:40

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）西郷浩

（委 員）北村行伸、中村洋一

（専 門 委 員）工藤貴史、三浦秀樹

（審議協力者）財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：矢野センサス統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：村上室長、空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第33回「産業統計部会」を開催させていただきます。

今回は、漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更に関する審議で、最終回ということになります。最終回ですので、答申についてかなりの時間を割かなければいけないことと、その答申を決着させなければいけませんので、予定は12時までですけれども、若干延長させていただく場合もございますので、その点、お含みおきください。

なお、竹原委員、川本委員、三木専門委員は、本日所用により御欠席ということです。

それではまず、本日の配布資料に関して、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 お手元の議事次第を御覧いただければと思います。

4の配布資料ということで、資料1～資料4までお配りしております。

資料1、第32回産業統計部会結果概要につきましては、内容は既に事前にメールでお送りいたしまして御確認をいただいておりますので、御説明は割愛させていただきますが、資料1としてお配りしております。

資料2、第32回産業統計部会において出された整理事項に対する回答でございます。これにつきましては、後ほど農林水産省から御説明をいただくこととしております。

資料3、漁業センサスにより作成される基幹統計の名称案のメリット・デメリット。こ

れにつきましては、前回部会で御審議いただきました基幹統計の名称案に関するものでございます。前回の部会終了後、事務局におきまして再度精査いたしまして、西郷部会長とも御相談をさせていただきました。その結果に基づき整理した資料でございます。これにつきましても、後ほど御説明をさせていただきます。

資料4、漁業センサスの答申案でございます。本日はこの答申案について御審議をお願いしたいと考えております。答申案につきましては、答申の内容がよりわかりやすくなるよう、従前の答申と若干スタイルが異なっている部分がございます。後ほど内容を御覧いただければと思いますが、いわゆる変更部分につきましては、変更前と変更後のものについて一覧できる表を盛り込んだり、あるいはこの部会の審議によりまして変更が必要とされた部分について、申請案と統計委員会修正案という形で、表形式で盛り込んだりということをしております。変更事項の中で比較的軽微と思われるようなもので、本部会で適当と判断いただいた事項については割愛しております。

本日お配りしている資料は以上でございますが、もしお手元にない場合は事務局までお申し出いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず最初は、資料2に基づきまして、第32回産業統計部会において出された整理事項に対する回答と、これはHACCPに関して魚市場にも適用される可能性があるもので、それについて現状がどうかということと、それを踏まえた上で、今回の漁業センサスでそれをどう扱うかことについて農林水産省に御回答いただくことになっております。

それでは、実施部局から御説明をよろしく願いいたします。

○矢野センサス統計室長 2点ございまして、まず、HACCPの運用の実態、特に世界的な状況ということが1点でございます。

これにつきましては、資料に「①について」ということで書いておりますけれども、アメリカとEUでは、確かに先般、三浦委員から御指摘がありましたように、明らかに違っておりまして、上の表を見ていただきますとわかりますように、アメリカは加工場等の認定のみでございますが、EUの場合には、いわゆるフード・チェーン・コントロールといいたましようか、流れ全体を捉えるということで、漁船、市場、養殖場といったものも全て対象になっているということでございます。

ただ、2のほうでまとめておりますけれども、いわゆる日本の市場というものは、開放型といいたましようか、不特定多数の方に対して陳列をして、せりを行うというタイプでございますから、EUのいう基準を満たすことは非常に難しいということもあわせて、現時点においては、対EUという意味では、認定されている、登録されている魚市場はないという状況でございます。

ですから、下の表の中に入れておりますように、対EUでは、漁船あるいは養殖場、加工

場はこれだけの数がありますけれども、魚市場としては現在ない状況でございます。

裏側、1枚めくっていただきたいと思っておりますけれども、ほかの国も端的には同様でございます。登録を受けている市場はないと聞いております。ここには、参考までに対EUということで、各国がどういうものを認定しているのかということの表が出ております。

もう一点でございますけれども、3ページ、②のほうでございますが、では、調査のほうでどうするのかということでございます。こういう実態として認定されている市場がないという状態を考えますと、次回の漁業センサスの中に入れ込むことは時期尚早ではないかと考えます。けれども、昨年3月に閣議決定された水産基本計画の中でも、HACCPを含む衛生管理といたしまししょうか、漁港の施設を改良して、鮮度保持であるとか、そういったいわゆる高度な品質・衛生管理を進めるということを明記しております。その漁港の市場に水産物を集約するといったことが方向として出されておりますので、そういう対応はしていかなければいけないだろうと思っております。

3で書いておりますように、陸揚量の約3割ぐらゐを13漁港、これは特定第3種漁港といたしまして、一番下に参考として列記しておりますけれども、こういうところが占めておるわけですが、特にここについては、輸出先のこと考えた衛生管理といたしまししょうか、そういう水準も念頭に置いてしっかり対応していくということになっております。

こういう状況でございますので、今後、HACCPの登録の進捗状況も見ながら、今後さらに引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長　ということは、今回は原案どおりで、将来的に魚市場についてもHACCPのことについて質問する可能性があるという理解でよろしいですか。

○矢野センサス統計室長　そうでございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

そういたしますと、現状では、日本の開放型の魚市場の構造という観点や、少なくとも現状では、魚市場に関して衛生の基準がそれほどシビアに見られていないということもあって、今回の調査票では、魚市場についてHACCPを問うことはしない。ただ、将来的には、衛生管理の面が強化されて、HACCPが魚市場に対しても導入される可能性があるもので、その動向を見ながら導入を随時検討していきたいということです。

これは確か三浦委員からの御質問であったと思いますが、いかがでしょうか。

○三浦専門委員　それでよろしいと思えます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

今の観点に関して、ほかの委員の方から御意見等ございますか。

それでは、資料2に関する案件に関しては、調査票に関しては原案どおりで、魚市場に関してHACCPについて問うということに関しては、将来、動向を見極めながら導入を検討するというところで決着させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、今度は次の議題に移りまして、基幹統計の名称案についてということでございます。

続きまして、今、申し上げた漁業センサスの基幹統計の名称ということですが、前回、漁業構造統計という名称のほかに、狭義の漁業以外のものも守備範囲に入っているのだから、水産業構造統計という名称が妥当ではないかという意見があつて、一応、前回はその案でいこうということになったのですけれども、しかしながら、その後、事務局において再度精査していただいた結果、再検討の必要があるのではないかとということです。まずは、資料3に基づきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、総務省の金子調査官から御説明をよろしくお願いいたします。

○金子調査官 今、部会長から御説明がございましたとおり、昨年12月の部会においては、水産業構造統計という名称が妥当ではないかという御意見でございました。しかしながら、私どもでそれを踏まえまして、さらにその適否等について精査いたしまして、お手元の資料3にございますような3つの観点から検討いたしました。部会長とも御相談し、基幹統計の名称については、再度、部会での御審議が必要ではないかということで、今回御説明をさせていただくものでございます。

資料3、水産業構造統計という案と、漁業構造統計という案、この2つの案についてそれぞれのメリット・デメリットを表形式で整理したものでございます。

まず、3つの観点のうち1番目の「対象範囲の明確性」という部分でございます。

これについては、水産業構造統計という名称を用いた場合、統計の対象として海面等で水産動植物を採捕又は養殖するという狭義の漁業のほかに、これに附帯する業として、前回も御説明いたしましたが、水産食料品製造業とかそういったものも含んでいるということがある程度類推できるものでございます。

一方、漁業構造統計という形でありますと、漁業ということしかイメージできないということで、附帯する業務を含んでいることを類推することは難しいというところがございます。

また、日本標準産業分類という統計の分類上の点でいきますと、いわゆる「水産業」という業は、実は分類上にはございません。したがいまして、そういった統計の体系という中の位置づけもいま一つ明確ではない。「漁業」は、産業分類におきましては、大分類という一番大きな分類の1つということで位置づけられておりまして、したがいまして、漁業構造統計という形ですと、そういった体系での位置づけというものも明確であるという点がございます。

2番目といたしまして「他の基幹統計の名称との整合性」という点では、既存の例としては、経済センサスから作られるも経済構造統計、あるいは農林業センサスから作られる農林業構造統計といったものがございます。これらのものは、それぞれ経済もしくは農林業という点で、調査と統計名に共通的な用語が使われているということで、比較的どういう調査からどういう統計が作られるかが理解しやすいという点がございます。

一方、共通的な用語が使われない、例えば水産業構造統計というものになりますと、調査は漁業センサス、それから作られるものは水産業構造統計ということで、やや調査とそれから作成される基幹統計の関係が理解しづらいという部分がございます。

3番目の「統計の内容と統計法令との関係」という観点から申しますと、実は、統計法施行令という政令の中に、漁業センサスの作成する目的を規定している部分がありまして、その規定文の中で、「漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする」という形で、「漁業」という言葉が用いられております。

ただ、この規定上の「漁業」というものは、従前からそれに附帯するいろいろな業、先ほど申し上げた水産食料品製造業とか、そういったものも含むという解釈がされておりました、こうした解釈のもとで、従前から水産加工場等も漁業センサスの中で調査がされてきたということがございます。

そういった点から申しますと、今回、仮に水産業構造統計という名称にすることになりますと、従前の解釈整理と少し整合がとれなくなるということがございます。漁業構造統計の場合は、そういった解釈との不整合という問題はないということであります。

私どもといたしましては、今、申し上げたような基幹統計の名称にかかる2つの案につきまして、メリット・デメリットを踏まえまして、再度御審議をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

一度話し合ったことではあるのですが、そのときには余り深く考えていなかった法令上のことですか、あるいは水産業という言葉が日本標準産業分類の中になかったということもあって、これは実は、前回の部会のときに中村委員から、水産業というものの意味が自分はわからなかったので、言い出しかねていたのだけれども、もしそういうオプションがあるのであれば、自分は、水産業構造統計に賛成するという御発言があったときに、私がそのときにぴんと来ていればよかったのですが、そこまで考えが及んでおりませんで、そうしますと、日本標準産業分類の中に規定がない名称ということになると、まずはそもそも水産業というものがどういうものを指すのか。その水産業の構造を捉える統計としてどういうものがあるべきなのか。そういった前回の部会までに全然議論していなかったことを改めて議論し直さなければいけないことになるということに気がつきまして、一事不再理という言葉はあるのですけれども、前回考えていたことよりは、もっと広い観点から考え直さなければいけないということがございましたので、一度審議していただいたことではあるのですが、もう一度、再度御検討いただければと思います。

今、事務局から漁業センサスに基づいて作られる統計であれば、漁業構造統計というものは、いろいろな観点から見て一番問題が少ない。他方で、水産業構造統計というと、私が今、申し上げたとおり、そもそも指す範囲が何なのかということから検討をして、統計の体系といった場合に、今、考えている水産業全体を、構造を捉える統計体系は一体どう

あるべきなのかということも議論しなければいけないということです。そういった観点から、もう一度、名称について御議論いただければと思います。

いかがでしょうか。

工藤委員、お願いします。

○工藤専門委員 まず、水産業ですけれども、これは日本標準産業分類というものには示されていないということでしょうけれども、この日本標準産業分類というものは、たしか1次産業、2次産業、3次産業という概念があったのではないかなという気がしているのですが、そういう中で、水産業というものは1次産業、2次産業、3次産業全てが含まれているということになるということですね。

水産業構造といった場合には、やはりそういう意味では、水産加工業のみならず、卸売業であるとか、小売業であるとか、水産物の流通にかかわるところとか、そういうところが対象になるわけですね。そうすると、なかなか今の漁業センサスの調査とは余り整合性がないかなという気がします。

もう一つは、確かに水産加工業とか市場の数とかが調査されているわけですが、これはあくまで漁業構造を理解するための背後条件としての水産流通の存在や市場の分布というものをしているという調査の仕組みになっているのかなと私のほうは理解していますので、漁業構造統計という名称のほうが実態としての漁業センサスの内容にふさわしいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

工藤委員、後学のために教えていただきたいのですが、英語でFisheryというと、漁業と訳したり、水産業と訳したりしているようですが、何か使い分けはあるものなのですか。

○工藤専門委員 訳で言えば、漁業だと思います。

○西郷部会長 水産業に当たる英語はどうなるのですか。農林水産省はたしかMinistry of Agriculture, Forestry and Fisheriesですね。だから、農林水産業ではFisheryをもって水産業と言っていることになりそうですけれども、今、おっしゃった非常に広い体系としての水産業は英語で何か対応する言葉はあるのですか。

○工藤専門委員 例えば逆に、農業は第1次産業としての農業があり得るわけですが、それと同じような意味での水産業に当たる言葉は余りなくて、日本語ではないのですが、Agribusinessという言い方で多分、トータルに捉えているのがあるかなと思います。そういう意味では、Fisheryに、Businessをつけて、漁業に関連するという形で表現することはあると思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

そういたしますと、前回の部会の際に金子調査官から水産業というと、漁業を含んだかなり大きな概念になるというのが日本語の意味であろうと。そうすると、水産業構造統

計という、それを作るためにはかなり大がかりな調査が必要になって、恐らく漁業センサスで賄っている守備範囲だけでは全然足りないことになるであろうと。だとすれば、今の統計法の中では、何々統計というものがあって、その統計を作るための調査、基幹統計なり、一般統計なりの調査があるという体系ですと、漁業センサスだけで作られるものでは多分ない。水産業構造統計とってしまおうと、それは漁業センサスだけで作れるものではなくて、もっとほかの調査などもたくさん支えるために必要であるということになるのだと思います。なので、私自身もできれば、漁業センサスで作られる統計は漁業構造統計がふさわしいのではないかと思います。

何か特に反対意見がございましたら、おっしゃっていただければと思いますが。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 例えば農業構造といった場合に、これは農林業センサスから作られるものから、非常に農業と近い、例えば漬物であるとか、製粉とか、屠畜とか、そういう食料品製造業は含まれていないわけですね。ですから、そういうこととの関係から言うと、漁業で限ってしまっていていいのかなという気はいたしますけれども、強い反対ではありません。

○西郷部会長 御指摘のとおりで、農林業センサスは流通の部分は含んでなくて、生産にかかわるところだけということになっているのですね。それに対して漁業センサスは生産にプラス一部流通が含まれているという形になった、加工、流通の部分まで踏み込む形になっていますので、その意味で、漁業構造統計といった場合の漁業に関する捕捉範囲と、農林業構造統計といった場合の農林業に関しての捕捉範囲が、今までの歴史もありますので、あっていないということはあるのですけれども、ただ、少なくとも水産業構造統計というと、本当にそれこそ工藤委員がおっしゃっていた、生産、加工だけではなくて、流通あるいはその先のサービスのところまで含むようなイメージになりますので、そうすると、名称としては少し大き過ぎるのではないかというのが私の印象ではあります。

ほかに何か御意見ございますか。

特に農林水産省からはいかがでしょう。前回、水産業構造統計ということで、農林水産省のほうからもそれでオーケーですという御回答をいただいていたのですけれども、それを漁業構造統計という、これはもともとの農林水産省の原案が漁業構造統計であったわけですが、原案に戻す形になるのですが、それに関してはいかがでしょう。

○矢野センサス統計室長 特に異存ございません。

1点だけ補足をしますと、農林業センサスの中でも、例えば農業生産関連事業といったものを捉えてはおります。けれども、あくまでも農業経営体の中で農業生産にプラスアルファしたものをやっているかどうかを把握しておりますので、それと同じような意味合いで言えば、漁業構造統計ということで特に違和感はございません。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

北村委員、お願いします。

○北村委員 教えていただきたいというか、統計法上の今の資料3の2と3のところ、経済構造統計とか農林業構造統計のもとになるのが経済センサスあるいは農林業センサスであるというので、名前が統一されていることが理解しやすいという話だったのですが、もしそうであれば、もしこれを水産業構造統計とすると、漁業センサスを水産業センサスとすれば良いということですか。その下のほうでも、法律上の名称がということであれば、その法律の文言を変えれば、コンシステントになるということですか。

○西郷部会長 これは金子調査官からでよろしいですか。

○金子調査官 2番目の「他の基幹統計の名称との関係」ということでいえば、ここだけで着目していえば、調査名が仮に水産業センサスという名称になれば、この部分での問題はある程度解消されることはございます。

その下のほうに法律上、漁業という言葉を使っているのであれば、水産業に変えれば問題ないのかということですが、形式的にはおっしゃるとおりですけれども、ただ、法令的なものは従前との解釈の整合性という問題がございまして、例えば調査の内容が大幅に変わって先ほどお話のあったような、水産業について生産から卸、小売りまで全面的に水産の状況を捉えるものになったとか、そういうことを受けて従前の解釈を変えるというきちんとした説明ができれば、法令上の用語変更も可能かとは思いますが、ただ、現状の調査内容からすると、法令的には単純に用語を変更すれば良いということにはなかなかならないということがございます。

○西郷部会長 北村委員はそれでよろしいですか。

○北村委員 聞いてみたかっただけなので。

○西郷部会長 特に反対意見という意味ではないですか。わかりました。

ほかに何かございますか。

それでは、この点に関しても決着したものとさせていただきます。結論は、漁業構造統計という原案に戻す。その理由は、水産業構造統計という名称を使うと、漁業センサスだけで作れる構造統計ではなくなってしまうということと、水産業構造統計というものを、そういう名称を使ったときに、法律上の解釈等でさまざまな問題が起き得るということなので、ここは漁業センサスに基づいて作られる漁業構造統計ということが一番据わりが良いであろうという結論とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございます。

以上で答申案に入る前の2つの議題は片がついたということにさせていただきます。

それでは、残りの時間を使いまして、答申案そのものについて審議をさせていただきます。

答申案につきましては、委員、専門委員の皆様にお送りし、あらかじめ御覧いただいております。お寄せいただいた意見等を踏まえて、修正しているところや、やむなく原案のとおりとさせていただいているところがございますが、これらにつきましては、関係する部分の審議の際に触れさせていただきます。

まず、答申案の構成について御説明いたします。

答申案は、最初に前文がございます。

次に、答申案の内容として2つの項目がございます。

資料4の答申案をまず御覧いただき、2つ項目がございます、1つ目は、前文の下にあります「Ⅰ 本調査計画の変更」というところで、2つ目は、17ページになりまして、「Ⅱ 漁業センサスの指定の変更」です。

御覧のとおり、「Ⅱ 漁業センサスの指定の変更」に関しては、「P」、ペンディングの略語だそうで、先ほどもう審議していただいたわけですが、その審議が行われる前に答申案の案は作成されておりますので、その審議の結果を受けて調整するために「P」という略語がついております。

それでは、1ページ、1つ目の項目である「Ⅰ 本調査計画の変更」の構成について御説明いたします。

まず、「1 承認の適否」ですが、これは総務大臣から諮問のあった漁業センサスの変更について統計委員会として適当と考えるか否かの判断を記載しております。2で理由を述べて、(1)調査票の変更、(2)調査事項の変更、(3)調査時期の変更、(4)調査方法の変更及び(5)集計事項の変更の5項目を設けて、適宜、表などで整理するとともに、その内容の適否の判断、判断の理由、必要に応じて修正点等が記載されております。

まず、1ページ目から2ページ目までが「調査票の変更」に関してです。2ページ目から13ページ目までが「調査事項の変更」です。13ページと14ページが「調査時期の変更」、14ページ、15ページが「調査方法の変更」、15ページ目に「集計事項の変更」を記載しております。

済みません、かなり大部のもので、ページをめくるのが大変だったかもしれません。

15ページからは「3」として、前回答申における今後の課題及び基本計画における指摘への対応について、17ページには「4」として、「今後の課題」について、それぞれ記載しております。

最後の課題に関しては、これまで部会審議の中で、今後、調査実施部局である農林水産省において検討する必要があるとされた事項について記載しております。

以上が答申案の大体、全体的な構成ということです。

それでは、答申案の審議に入らせていただきたいと思います。

まずは、「Ⅰ 本調査計画の変更」についてです。

「1 承認の適否」については、理由等の検討を先に行って、それから確認をさせていただきますので、まずは、「2 理由等」を御覧ください。

「2 理由等」では、統計審査官室が作成した審査メモに基づき、本部会で審議した各論点について、判断の理由や計画の修正点が記載されております。

まずは、1 ページ、「調査票の変更」のところで、「ア 調査票の統合」に関してです。

調査票の統合については、答申の1 ページに書いてあるのですが、海面漁業調査の漁業経営体調査のうち、経営主体の種別に作成されていた3つの調査票、漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）、漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合等用）、漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）、従前は3種類に分かれていたわけですが、本申請では、「漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）」に統合して、1種類の調査票とするというのが原案になっておりました。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいているとこちらは理解しておりますので、「適当」としておりますが、よろしいでしょうか。

特に「適当」とあるという結論に関しては、部会の審議を踏まえた上でこのように判断しております。

それでは、アに関しては「適当」とさせていただきます。

次に、「イ OCR対応調査票の導入」ということで、2 ページ目になります。

ここでは、本調査の全調査票が9種類あるのですが、その全てにおいて、調査事項について、OCR（光学式文字読取装置）入力が可能となるレイアウトを変更することと計画しています。

これにつきましては、これまでの審議の結果、御了承をいただいておりますので、「適当」としておりますけれども、よろしいでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、「適当」とさせていただきますと思います。

それでは、今度は、（2）調査事項の変更の部分です。

まずは、「ア 変更事項1」でありますけれども、そちらに移らせていただきます。

ここからは、海面漁業調査のうち、漁業経営体調査の個人経営体用の調査事項になっております。

ここでは、過去1年間に漁業に使用した漁船に関する調査事項の選択肢について、従来なかった「漁船非使用」をつけ加えているということで、そちらに表2がございますけれども、変更前には「漁船非使用」というものがなかったのが、変更後に「漁船非使用」というものがつけ加えられたということです。

変更後のところの番号が全部1になっていて、少しあれっと思うところが、私もあれっと思ったのですが、これは調査票のほうに対応してこういう番号を振っているということですので、間違いではございません。

そのようにして「漁船非使用」という項目がつけ加わったのですが、審議の過程でせっかく「漁船非使用」というものを設けていたのですが、この「漁船非使用」を通過しないで漁業をしていなかった人は、ほかのところに行ってしまうと、そうすると「漁船非使用」が結果的にうまく生かされないレイアウトになっていたのを、それを見直すようにという審議の結果でございました。

そのことが、3 ページ、表3に書いてございまして、申請案から統計委員会のこの部会

で修正させていただいたという案に切りかえるということで、その切替えを踏まえた上で決着ということになっていたのですが、これに関しては何か御意見ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないということであれば、この点も決着させていただいたということにいたします。

次に、今度は、3ページ目、「イ 変更事項2」でございます。

これは、過去1年間に自家漁業で行った全ての漁業種類における販売価格に関する調査事項だったのですが、前回の調査で1位、2位まで書くということになっていたものを、原案では、上位1位のみ把握するというのを計画しております。

ただし、これは部会の議論でもって、特に小規模な漁業経営体では、複数の漁業種類を営んでいることが結構多くて、組み合わせに対して政策上大きな注目が集まることがある。したがって、従来どおり、上位1位だけではなくて、1位、2位まできちんと調べるべきなのではないかという御議論が部会でありました。

これにこたえて、原案の1位だけというものから、従来どおり、1位、2位までとると変更がなされるということで決着いたしました。これに関しては何か御意見ございますか。

これも部会で審議していただいたとおりの結論ということなので、「適当」と判断させていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今度は、4ページ目、「ウ 変更事項3」を御覧ください。

ここでは、世帯が営む漁業を専業の状況において、選択肢のうち「漁業専業」及び「漁業が主」の前に「自家」を付すこと。無動力漁船と船外機付漁船の隻数について、注釈として「（貸している漁船は含みません）」を追加することと、過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額において、注釈として「（消費税を含む）」を追加することを計画しております。

これらにつきましては、これまでの審議の結果、御了承いただいているとこちらでは理解しておりますが、「適当」という判断でよろしいでしょうか。

これも部会で審議していただいた点ですので、「適当」という判断で間違いがないと理解させていただきます。

それでは、5ページ目、「エ 変更事項4」のところでは。

ここでは、個人経営体の世帯員について、満15歳以上の世帯員のうち、過去1年間に漁業を行った人について、これまで経営主との続柄やABCの記号の回答形式から、経営主との続柄番号の回答形式に変更することを計画しております。

これに関しては、従前よりもより詳しく続柄等が捉えられるようになって、分析がしやすくなるということから、「適当」というのが部会での審議の判断だと思いましたがけれども、ここも「適当」ということでよろしいでしょうか。

特に御意見がないということであれば、審議の結果どおり、「適当」とさせていただきます。

ます。

次が、「オ 変更事項5」、6ページになります。

ここでは、海面漁業調査のうち、漁業経営体調査の団体経営体用の調査事項となっております。

ここでは、漁業の従業者のうち、海上作業にかかわった従業者数を把握するものですが、そのうち新規就業者について、「過去1年以内に漁業を始めた人」との定義をつけ加えることを計画しております。

審議の結果ですけれども、答申案7ページの表8を御覧ください。

申請案では、当該調査事項の見出しの中の「直接行った漁業の従事者」については、どのようなものを指すのかが不明確であるという御指摘がございまして、見出しは「漁業の従業者」と簡素化した上で、漁業経営体がみずから行った漁業の従事者を指すことを明確にするための注釈をつける。「直接」というのが非常にぼやっとした言葉に聞こえるので、わかりにくい。それをむしろとって、より詳しい注釈をつけるというのが部会での審議の結論であって、そのように変更するというところで決着したのですけれども、これについて何か御意見ございますか。

それでは、部会での指摘どおりに、注釈をつけるということでこの部分は決着をさせていただきたいと思います。

7ページ、「カ 変更事項6」でございます。

ここは、海面漁業調査のうち、漁業管理組織調査票の調査事項になります。

ここでは、管理組織に参加している経営体の数を、従前は数自体を答えるというものになっていただけですけれども、申請案では、階級で答えると変えるのが原案になっておりました。

ただし、審査の結果、規模別の階層区分による把握に変更した場合には、これまでの実数値による情報は当然なくなってしまう。大分情報量が落ちることになってしまいますので、管理組織への参加率等が算出できなくなる。調査結果の有用性が低下する可能性が高いということがございましたので、漁業管理組織に参加している漁業経営体数を把握する方法としては、従来どおり、実数を捉えることが適当というのが部会での結論でございました。

これに関しては、何か御意見ございますか。

これも部会での審議どおりに対応していただいたということですので、「適当」という判断で決着をさせていただきます。

今度は、同じ7ページですけれども、「キ 変更事項7」というところで、ここは内水面漁業調査のうち、内水面漁業経営体調査票の個人経営体用における調査票表紙について、全て報告者が記入するページ、湖沼で漁業を行った者が記入するページ及び湖沼等で養殖業を行った者が記入するページを案内する誘導文を記載することを計画しておりました。

ただし、この誘導の仕方が、特に順序だったのですけれども、申請案では、調査中の誘

導文については、調査票4ページの湖沼漁業にかかる設問の冒頭に「湖沼で漁業（採捕及び養殖業）を行った場合は、このページから記入してください。行っていない場合は、6ページに進んでください」となって、養殖業を行っていない場合は6ページに進むように誘導されているように読めるにもかかわらず、またその6ページで内水面の養殖業にかかわる設問が設けられていると回答している人が戸惑うのではなかろうかという指摘があって、これに関しては、レイアウトを表10にあるように変えていただくということで対応いただいております。

この対応を踏まえた上で、「適当」と判断させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、「適当」と判断させていただきたいと思います。

次に、今度は9ページ、「ク 変更事項8」を御覧ください。

流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の調査事項となります。

ここでは、流通加工調査のうち、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の水産加工場における過去1年間で生産した水産加工物の生産量を把握する品目数について、これまでは、9ページの表12のところにある21品目ということだったのですけれども、それを10ページのところ、これは表12の続きです。10ページのところにございます68品目に細分化することを計画しておりました。21品目から68品目というと、見かけ上は増えたということになって、記入者負担が増えるように一見、見えるのだけれども、実際には68品目のほうが扱っている商品によりよく対応しているということで、むしろ変更後のほうが書きやすいのではないかと。そのほうが、結果、表章上も統計の価値が上がるのではないかとということから、「適当」というのが部会の判断であったかと思えます。

これについてはいかがでしょうか。

それでは、これも部会での結論どおりということですので、「適当」と判断させていただきます。

次に、今度は、11ページ、「ケ 変更事項9」でございませけれども、ここでは、水産加工品の原材料に占める「国産品」の割合を把握する調査事項です。選択肢の配列及び内容が原材料に占める「輸入品」の割合と誤解される。これは変更前が、一番上が輸入品になってございまして、だんだん30%未満、30%以上という数字が書いてあるのですけれども、これが「国産品」の割合なのか、輸入品の割合なのか変更前だと判然としなかった。それを、「国産」が一番上のほうに持ってくるスタイルに変えて、これであれば、「国産品」の割合を言っているとよく捉えられるだろうということで、そのように変更したいというのが申請の案となっております。

これに関しては、このようなレイアウトであれば、誤解が少ないであろうから、「適当」と判断しておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、これも部会の結論どおりということですので、次に進めさせていただきます。

今度は、同じ11ページといっても、「コ 変更事項10」が書いてあるだけですが、1枚

めくっていただきまして、12ページに内容が書いてございます。

ここでは、水産加工場における、いわゆるHACCPの手法により一層の導入推進を図ることから、製品製造におけるHACCP手法の導入状況を把握することを計画しております。

ただし、審査の結果、答申案12ページを御覧いただきますと、指摘事項として2点ございます。

1点目は、HACCP手法を導入しているケースについては、さまざまな形態があるので、認証の仕方、自己認証まで含めていろいろな認証のスタイルがあるということで、いろいろな形態があるのだということを正しく理解できるように説明文をつけることが1点でございます。

もう一点目は、HACCP手法を導入していないが、導入を決定している場合の選択肢を回答する方法について、「導入していない」場合と「導入を決定している」の両方を選択するのか、どちらか片方で良いのかが判然としなかったということがありますので、これは説明文をつけた上で紛れないようにする。導入していないけれども、導入を決定している1カ所だけに丸をつければ良いというのが結論です。

あともう一つ、今日の最初のほうで御審議いただいた点ですけれども、HACCPに関しては、魚市場に関しても、HACCPの導入を問う必要があるのではないかという御指摘があったのですが、それに関しては、今日の最初の審議でございましたとおり、現状ではそれほど魚市場ではHACCPの導入が進んでいないので、今回の調査に関しては、今の調査票の計画のままが良いであろう。ただし、将来その動向が変わる可能性もあるので、その動向を見極めた上で導入の検討をするという結論をいただきました。

そこまで含めて、このHACCPに関する調査票の記入方法に関してはいかがでしょうか。

これも部会の結論どおりということですので、「適当」と判断させていただくことにいたします。

少し長いのですけれども、今度は答申案の13ページを御覧ください。

続きまして、調査時期の変更についてですけれども、答申案でいいますと13ページで、ここでは、流通加工調査の魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の調査時期について、従来の調査実施年月日が11月1日であったわけですが、それが調査実施翌年の1月1日現在に変更することを計画しているということです。

これにつきましては、審議の結果、特に見かけ上、2カ月ぐらい後ろに倒れるような印象ですけれども、それによって、より1年ぐらい情報が前倒しになるということがわかりましたので、より新しい情報がセンサスに反映されるということから、「適当」と判断したわけですが、その判断のままでよろしいでしょうか。

それでは、これも部会の結論どおりということで、「適当」と判断させていただきます。

次は、14ページ、調査方法の変更というところになります。

ここでは2点ございまして、1点目は、漁業経営体に関する調査における調査対象名簿の作成方法について、2点目は、コールセンターの設置についてです。

まずは、漁業経営体に対する調査における調査対象名簿の作成方法についてというところから審議をしていただきますけれども、それについてさらに漁船登録データの活用と東日本大震災の被災地における対応ということで、またさらにそれが2点に分かれるということです。

まず、最初の論点である「漁船登録データの活用」について確かめてまいりたいと思うのですが、ここでは、海面及び内水面の漁業経営体に対する調査において、調査対象名簿の作成に際して、都道府県が保有する漁船登録データに基づいて、新規に漁船等の登録があったデータを付与する作業を行えるように変更すると計画しています。

また、この変更は、前回の本調査にかかわる本委員会の答申及び基本計画において、今後の課題とされてきた漁船登録データの活用方策にかかわる検証・検討を重ねた上で提示されたものである。

もう少し踏み込んでいきますと、プレプリント等で漁船登録データの情報を生かすというところまで踏み込んで詳しく検討していただいたのですが、今の段階では、名簿整備の段階でこの漁船登録データの情報を生かすというのが最善の使用方法であろうということで、そのような結論になっております。

これに関してはいかがでしょうか。

これも部会の結論どおりということで、「適当」とさせていただければと思います。

それでは、その次の2点目、14ページの下のほう（イ）東日本大震災の被災地域における対応ということです。

農林水産省では、東日本大震災で被災した、いわゆる被災3県、岩手県、宮城県及び福島県の3県及び県内の市町村に対して、全国漁業協同組合連合会や現地の漁業協同組合等に協力を得て、あらかじめ調査対象候補者のデータを作成し、被災した3県及びその県内の市町村に対して、作成した調査対象候補者のデータを提供することを計画しておられます。

これについては、「なお書き」のところですが、審議の結果、被災した3県においては、復興に向けた施策（がんばる養殖復興支援事業等）によって、個人経営体と共同経営体との相違が判然としない等のケースが見られることから、その取り扱いについては、調査の手引き等で明確にする。

また、今回、名簿をきちんと整備して、従来の統計的定義からもう少し拡大する形で名簿を整備することによって、次回の漁業センサスのときには、また復興して漁業を始めるようになった漁業経営体がきちんと捉えられる方策も考えていただくということになっておりました。

これに関しては、部会の審議を踏まえた上での計画となっておりますので、こちらとしては、「適当」と判断しておりますけれども、いかがでしょうか。

それでは、これも部会の結論どおり、「適当」と判断させていただくことにいたします。

次に、「イ コールセンターの設置」ということで、15ページに参ります。

コールセンターの設置に関しては、農林業センサス等で経験があるということですが、漁業センサスでコールセンターが導入されることは初めてということで、特に回答者からの質問の内容に関しては、今回初めて経験するものもあるだろうということから、柔軟に対応していただくということで、御回答をいただいているのですが、事前にどのような質問が出そうなのか。想定質問に対する回答等をFAQsのような形で用意するという一方で、きちんと対応していただくということだったので、これに関してはいかがでしょうか。

これも初体験ということですので、実施者のほうには御苦労が多いかとは思いますが、きちんと対応していただけるということなので、部会の審議どおり、「適当」と判断をさせていただきたいと思います。

今度は、15ページ、(5)集計事項の変更というところですが、集計事項につきましては、調査事項の変更に伴って、関連する集計事項を変更することを計画しております。

ただし、審議の結果、個人経営体の世帯員の経営主と続柄の明確化に伴う集計事項の変更において、集計事項から漏れている続柄がありましたので、それを「その他」という形で、全部漏れないような形で補足していただく、表章していただく結論をいただいております。

済みません、「その他」というものの前に、兄弟、姉妹、孫等が見受けられることから、これらの続柄も活用した集計区分の設定に工夫が必要であるということが指摘されております。

これについては、漏れないような形で集計事項をその他まで含めて用意していただくということになってございましたので、こちらとしては、「適当」と判断しておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、部会の結論どおり、「適当」と判断させていただきます。

続きまして、今度は、15ページから17ページにおける前回の答申及び基本計画における指摘への対応についてということで、2ページほどあるわけですが、参りたいと思います。

本調査は、活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について検討するように指摘されています。

その結果については、16ページの表18の右側の中ほどについて整理をしております。これは先ほど名簿整備の段階で漁船登録データをどのように活用するのかというお話がございましたけれども、それ以外の部分についても仔細に検討していただいた結果がこの表18のところにとめられております。

具体的に申しますと、少し長くなりますけれども、漁業経営体の氏名や所在地の表記の違いから、機械的に照合することが非常に難しく、人手による作業等に時間と労力が必要になります。したがって、地方公共団体の事務負担が大幅に増加してしまう。照合が可

能なものが全体の4割程度であるということなので、労多くして益少なしというような形になってしまっている。

2番目に、漁船登録データは、主に遊漁船業に使用している船や海上作業日数30日未満の漁業者の船なども登録されているために、漁業センサスで調査対象としているものの確実な把握が困難であるということです。

3番目に、各都道府県によって、登録データの漁船登録システムやフォーマットがまちまちである。そのようなことが詳しく調べていただいた結果、明らかになりました。

したがって、当該データを調査票へのプレプリントのために情報として活用することは非常に困難であるということです。今回の突合作業の結果を精査した結果、漁船登録データで新規調査対象を把握するのに当たって補完情報として活用することは可能であり、それは実際に実施されるということですが、今回の本調査のほうにおいて、調査対象名簿の作成に際して、名簿の整備に使うということであって、プレプリントと調査票情報として使うということは、まだ無理があるということで、調査票情報として扱わないというのが結論になっております。

このような農林水産省の側でなされた検討の結果を踏まえまして、16ページの下の方の「以上の農林水産省の検証・検討結果については」の параグラフのところですが、部会としては、「前回答申及び基本計画の指摘への対応として評価する」。つまり、名簿整備の段階で特に新規の漁船を把握するのに十分に活用する。ただし、保存状態、保存のシステムあるいは漁船登録データに記載されているデータと調査項目とが必ずしも合致しないという観点から、調査票情報としては使わないということです。

そのような結論は、「前回答申及び基本計画の指摘への対応として評価する」としております。

その理由としては、実際に一部の市町において、漁船登録データと2008年の本調査で使用した調査対象名簿との突合作業を行って、漁船登録データの整理状況であるとか、登録の範囲、フォーマット等の制約から、当該活用が困難であると。先ほど私が申し上げたことですが、それが困難であるということが確認できたということ。

漁船登録データを調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することは困難であるものの、突合作業の結果を精査した結果、漁船登録データを新規の漁船の調査対象を把握するのに当たって補完情報として活用することは十分可能であるという結論を得て、農林水産省が送付する前回の調査票の調査対象名簿に都道府県が保有する漁船登録データに基づき、新規に登録があった漁船等のデータを付加する作業を追加することを計画している。使える情報を余すところなく使いましたと、つまりはそういうことですが、そのように対応したということなので、基本計画において指摘された点には十分こたえているだろうというのが結論ということになっております。

これに関しては何か御意見等ございますか。

どうぞ。

○北村委員　この問題というわけではないのですけれども、基本計画で言っている行政記録情報の活用ということは、今後の予算がなくなるとか、いろいろなことを考えるとどうしても進めていかなければいけないことでありまして、それがうまく使えない理由として、各都道府県がばらばらなフォーマットを使っているとか、定義が違うとか、そういうことを言えば、いつまでたっても行政記録情報の利用が促進されないわけなので、例えば今後は各都道府県で統一をとった定義のもとに、統一をとったフォーマットを準備して、それを行政記録として共有できる形にしましょうということまで踏み込まないと、いつまでたっても行政記録は中途半端にしか使えませんということになって、各都道府県の予算で実施しているのに、その都道府県が個々の業者に委託して、その業者のフォーマットはそれぞれの県が独自に行っていますということが続けている限りは、永遠に行政記録情報は使えないということになると思うので、そこについてはもう少し踏み込んで議論をしたほうが良いのではないのでしょうか。

○西郷部会長　答申の中にもそれを書くべきだと。

○北村委員　今後の基本計画のところで書けば良いのかもしれないので、ここに載せるべきかどうかということはわかりませんが、一応そういうことを念頭に置いてやらないと、これで説明がついたとされると困るということです。

○西郷部会長　わかりました。

金子調査官、何かございますか。

○金子調査官　行政記録情報の活用については、先般の統計委員会でも廣松先生から法人土地基本調査の関係で御説明があったかと思うのですけれども、実態的には、電子化の状況とかフォーマットの問題と、行政記録情報を統計作成に活用するに当たっては、現実的にはいろいろな制約がある。ただ、御指摘のとおり、行政記録情報の保存形式等がそのままであれば未来永劫使えないということで、これはいろいろな統計調査全体の問題でもありますし、やはりそういった問題については、横断的な問題として、次期の基本計画の策定等の際、そういった問題をどう取り扱うのか、このままで良いのかということはきちんと検討し、より一歩進めるための方策なり考え方を打ち出す必要があるだろうと思います。

○西郷部会長　私も北村委員と同じ意見で、行政記録情報の活用というとなんか片手間にできるような響きがあるのですけれども、実際には、統計調査情報としてそれを活用することになると、それなりに人員もお金も要るものなので、例えばここで挙がっているような理由だけでそれが実現しないことになると、本当に未来永劫絶対に使えないぞということになってしまうと思います。ですので、多分、今度の基本計画とかそういうところで実際に行政記録情報を統計情報として活用していくためにはどういうことを具体的にやらなければいけないのかという議論は絶対に必要になってくると思います。

ただ、今回の答申に関しては、調査がもうすぐに行われるということもございますので、漁船登録データの活用に関しては、名簿の段階で新規を把握するところで使うのが精いっぱいという整理となると思いますので、今の御意見は議事録にはきちんと残りますので、

その点に関しては、ここでそういった議論があったということを指摘するにとどめたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

○北村委員 はい。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに今の漁船登録データに関して御意見等ございますか。

それでは、漁船登録データに関しても決着したということにさせていただきたいと思えます。

今回は、17ページ、「4 今後の課題」になります。

ここでは2点挙げられておまして、最初が「OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討」です。

今回、OCRが導入されるということで、パンチ入力等を行っていたところが、情報処理技術の活用によって効率化が図られて、全調査票についてOCR対応調査票に変更することになって、集計というのですか、入力に関しては時間の短縮が確実に実現されるということですが、その結果、従前よりも早い段階で調査の結果、集計結果が公表されるのかどうかを検証していただくと。

ただし、OCRに変えた結果、入力の時間に関しては短縮化が図られるのですが、コインの裏側として、審査の段階で、今度は一旦入力済んだものを都道府県に返送して、そこで人の目で審査を従来どおりするという形になるので、その部分は逆に時間がかかる。部会の審議では、実施してみないと結果的に公表の早期化が図られるかが今のところではわからない。不明であるということでした。

そうはいいまして、せつかくOCRというものが導入されたわけですから、公表の早期化を視野に入れて、なるべくOCR対応票が導入されたというメリットを生かせる努力を検討していただく。2018年調査の企画のときまでに検討していただくということが部会の結論であったわけです。

これに関しては何かございますか。

なければ、「OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討」は、このとおりの今後の課題ということにさせていただきたいと思えます。

2番目、17ページ、「(2) インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」ということで、インターネット調査に関しては、「オンライン調査」について、前回の本調査の結果、事業所を対象とした流通加工調査において導入されたのですが、その利用率が極めて低いということで、今回の本調査でオンライン調査を実施する際に利用促進が図られていない原因、なかなかその原因を把握するということは難しいかもしれませんが、原因を把握して、次回の調査、2018年の漁業センサスの企画までに利用向上に向けた対応策を検討する必要があるとしておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○北村委員 具体的にどう原因の把握をするというイメージというものはあるのでしょうか。

○西郷部会長 これは宿題に答える側がどういう計画を持っているかということになると思いますけれども、原因を解明するという事は難しいかもしれませんが、どんなことを計画していますか。

○矢野センサス統計室長 前回の部会の御審議の中では、たしか三木委員からだったと思いますけれども、やはり加工業者はかなり規模の小さなところもあってなかなか難しいということが1つ原因としてあるであろうということを御指摘いただいていたと思います。恐らくそれはそのとおりだろうと私どもも考えておるわけです。ただ、世の中がインターネットをどんどん活用していくという方向に動いておりますから、これはぜひ導入していかなければいけないと私どもも考えております。調査の際に何らかの形でアンケート的なものを一緒にやらせていただくとか、あるいは調査が終わりましたら、それぞれの都道府県レベルで検討の場を持ちます。そういう場を使うであるとか、手法は今の時点で確定しておりませんが、何らかの形で情報集約をして、次回に向けて生かしていきたいと考えております。

○西郷部会長 よろしいですか。

○北村委員 はい。

○西郷部会長 「インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」ということに関して、ほかにございますか。

それでは、(2)の「インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」は決着とさせていただきます。

今後の課題2点ということですが、もしこれ以外に部会の審議の中でこういうことがあったのではないかと、あるいは伺いたいと思いますが、ただ、答申の中に書くことには絶対にこたえなければいけないというぐらいいかかなり厳しい課題設定ということになりますので、余り大きな課題は設定できないのですが、何か審議の中で、ぜひこれは次回の今後の課題として取り上げておいてもらいたいということがございましたら、御発言いただければと思います。

いかがでしょうか。

なければ、答申に載せるべき課題はこの2点にさせていただきます。今日はもしかしたら12時より少し前ぐらいで答申案の審議を済ませられそうですので、余った時間で今後の漁業構造統計ないしは水産業全体の統計のあり方について御意見をいただければ、そのときに伺いたいと思います。

それでは、17ページ、先ほど御審議いただきました「Ⅱ 漁業センサスの指定の変更(名称の変更)」に関してです。

答申案の17ページを御覧ください。

先ほど事務局から資料3に基づきまして、基幹統計名の名称案についての説明がござい

ましたが、そこでは漁業構造統計という統計名称にすることを結論としていただいております。もうそこで御意見をいただいておりますので、ここでまたさらにということはないのかもしれませんが、これに関してはいかがでしょうか。漁業構造統計とペンディングの「P」がとれるということですが、漁業構造統計という名称に変更するということが差し支えないとさせていただいてよろしいでしょうか。また、理由に関してもここで挙げられているものでよろしいでしょうか。

1点、金子調査官から修正の案がございますので、よろしく願いいたします。

○金子調査官 申しわけございません。指定の変更の「2. 理由等」の中で、下から2行目の部分について、若干修正をさせていただければと思うのですが、「『調査』という用語を含めることは適当でないことを勘案し」となっています。漁業センサスは調査という言葉は使っておりませんので、要するに調査を意味するセンサスという用語を含めることは適当でないという意図でございましたので、そういうようにはっきりと明記したほうが良いのではないかとということで、部会の場で大変恐縮でございますが、そういうことで修正をお願いできればと思います。

○西郷部会長 もう一回ゆっくりおっしゃっていただけますか。どこを修正するのかということですね。

○金子調査官 下の「理由等」の2パラ目のところで、読み上げますと、「新たな基幹統計の名称については、『統計』と『調査』を区分する考え方を徹底する観点から、『調査』を意味する『センサス』という用語を含めることは適当でないことを勘案し」という形に修正させていただきたいと思います。

従前の基幹統計の名称は「漁業センサス」ということで、形式的には「調査」という用語は使っておりませんので、やや正確ではないという感じがございましたので、修正をお願いしたいという趣旨であります。

○西郷部会長 わかりました。

いかがでしょうか。

先ほどの議論は、水産業構造統計にするのが適切か、漁業構造統計にするのが適切かという議論であったわけですが、ここでは従来、ルーチンワークのような形ですが、漁業センサスという名称で行われていた調査と統計は一体化したような名称だったものを、新統計法のもとで何とか統計というものと、その何とか統計を作る調査という位置づけに変えるので、漁業センサスのほうは調査名称として漁業センサスとして用いて、漁業センサスで作っていた統計を漁業構造統計という名称に変更しますという流れの中で承認の適否であり、「理由等」という理解でよろしいですか。

いかがでしょうか。

もし特に御意見がないということであれば、17ページの下のところにございます「P」をとらせていただいて、これで決着させていただきたいと思います。

それでは、1ページ目に戻りまして、「理由等」に関して全て適当であるという結論が

得られましたので、最後に結論の部分、つまり、「承認の適否」ということをございます。

これまでの内容を集約するような形で、「承認の適否」において、今回の漁業センサスにおける調査計画の変更については「承認して差し支えない」、「ただし、以下の『理由等』で指摘した事項については、計画を修正する必要がある」と結論づけています。

これは、「理由等」で計画の修正が必要とされた箇所に関しては、調査実施者である農林水産省が適切に対応することを条件に、承認をして問題ないとするものですが、「承認の適否」について、「承認して差し支えない」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、異論がないということであれば、この部分については部会として了承させていただいたということにいたします。

以上で、漁業センサスの答申案についての審議は終わらせていただきたいと思います。

答申案に関する審議は以上となりまして、今日の審議を受けて修正する部分は、字句の修正がございましたけれども、その点に関しては後で事務局と私とで相談しながらさせていただくことにいたします。そのほか、もう一回読み直して字句の間違い等がございましたら、それは適宜こちらで修正させていただきますので、その点は御了承いただければと思います。

なお、修正を行った答申案は、後日事務局から委員、専門委員の皆様にお送りいたします。

それでは、答申案全体についてはしかるべき修正を行うことを、字句の修正を行うことを前提に本部会として御了承いただいたということにいたしたいと思います。

ありがとうございました。

了承いただきました答申案は、字句の修正をした後で、2月15日に開催する予定の統計委員会に提出して、今回の部会の結果概要とあわせて私から報告をさせていただきます。

本部会における漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更に関する審議は、本日をもって終了いたします。

昨年12月から3回にわたり、皆様に御審議いただきました結果、答申案をまとめることができました。各委員、専門委員を初め、御参加いただいた皆様、本当にどうもありがとうございました。

特に、私は初めての部会長ということで、行き届かない面がございまして、いろいろな面で御迷惑をおかけしたと思いますけれども、皆様のおかげをもちまして、初めての答申を決着させることができました。大変感謝しております。どうもありがとうございました。

先ほど水産業構造統計についてとか、そういう議論をしましょうという話をしたのですが、今まで、最初の部会で10分超過して、その次の部会でも10分超過してということなので、今日ここで終わるとちょうど予定した時間で終わることになります。皆さんのほうから御意見等がなければ、少し早目ですけれども、これでおしまいということにさせていただきますので、よろしいでしょうか。

では、本当にどうもありがとうございました。これでおしまいです。